

## 秦荘西小学校県費負担事務職員の不祥事についてのお詫びとご報告

このたび、保護者の皆様からお預かりしている大切な学校給食費を秦荘西小学校県費負担事務職員が私的に流用したという不祥事が発生したことについて、衷心より深くお詫び申し上げます。すべての児童生徒や保護者の皆様、住民の皆様に多大なご迷惑とご心配をお掛けし、誠に申し訳なく思っております。

職員の服務規律の確保については、これまでも機会あるごとに注意喚起しており、職員研修や所属ごとでのミーティング時においてコンプライアンス（法令等の順守）の徹底に取り組んできたにもかかわらず、皆様の信頼を裏切るこのような不祥事が発生しましたことを、職員一同深刻に受け止めております。

今後は、学校現場をはじめ町組織全体の事務事業を再点検するとともに、全職員が一丸となってさらなるコンプライアンスの確立に向けて職員研修を徹底的に実施し、再発防止と一日も早い町行政の信頼回復に全力を挙げて努める所存です。誠に申し訳ございませんでした。

今回の不祥事の概要をご報告申し上げます。

### 1 学校給食の概要

当町においては、学校給食が児童生徒の心身の健全な発達に資するものであり、かつ、児童生徒の食に関する正しい理解を養う上で重要な役割を果たすものであることから、すべての町立幼稚園、小学校と中学校を対象に学校給食を実施しています。

児童生徒の保護者の皆様方には、学校給食に要する費用の一部を学校給食費としてご負担いただき、毎月5日に口座振替により各学校の金融機関口座にお支払いいただき、各学校で一旦保管・管理しています。

各園・学校においては、提供を受けた給食数の実績に応じて、給食センターに翌月末までにお預かりした学校給食費をまとめて納入することになっています。

### 2 不祥事の概要

平成30年5月14日、秦荘西小学校教頭が、愛荘町給食センターから、再三の督促にもかかわらず、多額の学校給食費が納付されていない旨の連絡を受け、学校長が事務職員に確認したところ、私的に流用したことを認めました。

当該事務職員は、平成29年8月に、校長および教頭等の離席を見はからい、金融機関の払出請求書に学校長印を勝手に押印し、学校給食費の口座から2回にわたり現金を引き出しました。さらに平成29年10月から平成30年5月にかけて5回にわたり、学校長に説明して金融機関の払出請求書に学校長印の押印を受けたものの、給食センターへの納付を行わず、また、現金でお預かりした学校給食費を含め、合計金額6,885,840円を私的に流用したことを認めています。

事実関係が明らかになったため、平成30年5月21日午後4時から愛荘町役場秦荘庁舎で愛荘町教育委員会が謝罪の記者会見を行いました。

そして、平成30年5月22日、19時30分から同学校体育館で保護者説明会を開催しました。

流用された学校給食費の全額が返金されており、直接的な被害が生じておりませんが、事実関係が明らかになったため、刑法第253条業務上横領に該当するとして東近江警察署に告訴に向けての相談をしております。

### 3 管理責任等について

今回の行為は、地方公務員法など関係法令に抵触することが考えられ、当該小学校の県費負担事務職員および教育職員については、任命権を有する県教育委員会に対して厳正に処分することを求めてまいります。また、町教育委員会事務局職員については、職務遂行上の注意義務や管理監督上の責任等に関し、町懲戒審査委員会に審議を諮問し、厳正に処分することとします。

### 4 再発防止策等について

学校においては、学校長印の厳格な管理と給食費納入時の管理職による確認の徹底を行うこととし、教育委員会においては、給食費納入マニュアルを見直し、納入状況の情報を管理職が確認することとしました。

町全体においては、公金の納入事務において点検を行うことといたしました。それぞれの事務処理の問題点を洗い出し、徹底して再発防止策に取り組みます。

今後、全職員が一丸となって公務員としての自覚と自己研鑽に努め、さらなるコンプライアンスの徹底など不正防止等に関する職員研修を実施し、一日も早い町政の信頼回復に努めます。

平成30年6月7日

愛荘町長 有村 国知  
愛荘町教育委員会教育長職務代理者 植田 建次